

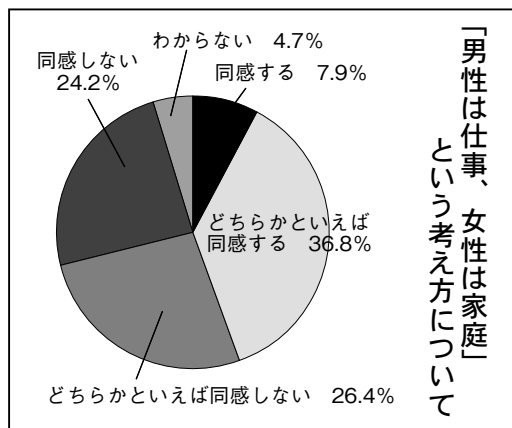
女と男がともに歩み、ともに輝く社会

市民アンケート調査結果

本市では、「栗東市まちづくり女と男の共同参画プラン」により、市民や事業所の皆さんと協働し、連携を図りながら、男女共同参画社会づくりに向け、取り組みを進めてきました。施策の現状を調査するとともに、今後の政策方針の参考とするために、昨年度、アンケート調査を実施しました。今回はアンケートの中から主なものを紹介します。

- ・配布枚数：2000枚
- ・回収数：835枚
- ・回収率：41・8%

<図1>



<図2>

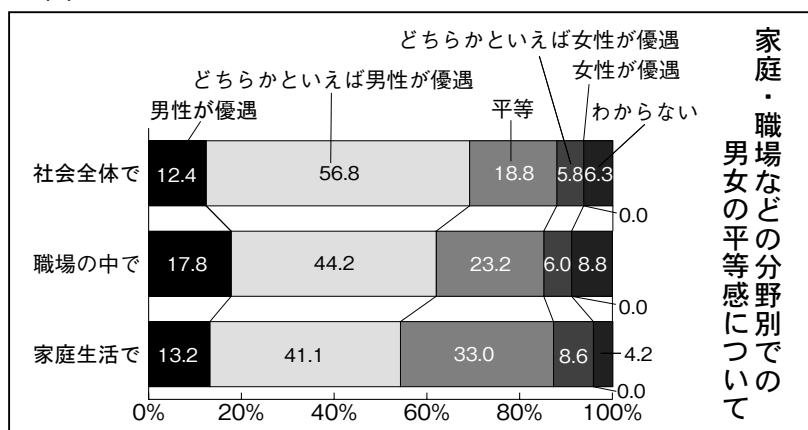


図1のとおり、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方には、「どちらかといえば」という意見も含めて50・6%の人が同意しています。

男女別で見ると、『同意する』割合は、男性50・6%、女性40・1%で、男性のほうが10・5ポイント高くなっています。

図2では、家庭生活や職場の中の男女の平等感は、5年前の前回調査時より増加していますが、「社会全体で見て」男性が優遇されていると感じている人は、約7割を占めています。「平等」の割合増加を目指して、男女共同参画を推進する必要があると考えられます。

また、男女共同参画社会の実現のために、市が特に力を入れるべきことの質問では、「男女がともに働きやすい労働環境をつくる」を選んだ人が、55・0%と最も多くなっています。

男女別で見ると、「女性の起業や再就職などのチャレンジを支援する」では、女性（17・9%）が男性（10・5%）より多く、「学校や家庭・地域における教育・学習を推進する」では、男性（35・0%）が女性（26・2%）より多くなっています。

※市民アンケート調査報告書は市ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

ともに輝くために

「男だから」「女だから」という

固定的な男女の役割分担意識や慣習にとらわれず、お互いを理解し合い、尊重し合うことが、一人ひとりが自分らしく、いきいきと輝くことのできる社会へとつながっていきます。それには、社会を構成している皆さんの一人ひとりの意識が、変わることが大切です。

話そう、働こう、育てよう。
いっしょに。

平成22年度 内閣府「男女共同参画週間」募集キャッチフレーズ
最優秀作品

6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。この週間に機に、家庭内や地域、職場で、仕事と生活が調和した暮らしについて考え、話し合ってみませんか。



問合せ：協働まちづくり課

男女共同参画推進係

551・0290 FAX 554・1123

40歳～74歳の国民健康保険加入の人は

特定健康診査を受けましょう！

◎特定健康診査

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着眼した特定健康診査（特定健診）は、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防を図ることを目的としています。

市では6月中ごろ、国民健康保険（国保）加入の40歳～74歳の人に特定健診の受診券を送付します。（社会保険や会社の保険に加入している人は、加入している保険者から受診券が送付されます。）

入している人は、加入している保険者から受診券が送付されます。）

受診券が届いたら、滋賀県内の実施医療機関で10月31日までに受診しましょう。（事前に申し込みが必要な場合もありますので、医療機関にお問合せください。）

■実施期間：10月31日まで

■持ち物：国保被保険者証、特定健診受診券、記入済み質問票、前年度の健診結果票（お持ちの人のみ）

■自己負担金：

65歳以上の人…無料
40歳～64歳の人…1500円

※64歳以下で、市民税非課税の国民健康保険加入世帯の人は無料になります。受診1週間前までに受診券と印鑑を持参のうえ、福祉保険課へ申請してください。自分自身の健康状態を認識するためにも、年に1回特定健診を受診しましょう。

※平成22年4月以降に国保に加入をした人には受診券が送付されません。受診を希望される人は

左記までお問合せください。

◎特定保健指導

特定健診を受診された受診結果をもとに、メタボリックシンドロームの状態にある人や予備群となっている人を選び、生活習慣改善のための情報提供や指導（特定保健指導）を行っていきます。

問合せ：

福祉保険課 国民健康保険係

☎551・1807 FAX 553・3678

健康増進課 健康管理係

☎554・6100 FAX 554・6101

第52回水道週間 6月1日(火)～7日(月)

「水道に寄せる信頼 飲む安心」

水は限りある資源

水は、飲料としてはもちろん、風呂や洗濯、掃除、水洗トイレなど多くの用途で使われ、私たちの生活の中で、欠かすことのできないものです。

市では、安心・安全でおいしい水をお届けするために、適切な水質管理や、水道管、水源地などを日々管理しています。今後も、安

全で良質な水を安定的に供給できる水道施設の整備・改良を進めるとともに、地震などの災害に強いライフラインの構築に努めます。

水道水は、日々の生活の中に溶け込んでいて、水の大切さを忘れがちですが、これからの季節は、特に水不足が心配される時期です。貴重な資源である水を大切に使い、日ごろの節水にご協力をお願いします。

例えばこんな節水方法

（※水量は、一般的な目安です）

■蛇口はしっかり閉めましょう：

ポタリポタリと漏れる水も、一晩ではかなりの量になります。

■歯磨きの後、口をすすぐときはコップにくんで…水を流しながら

この水道週間を機会に、水の大切さを見直し、水資源や経費の節約につながる上手な水の使い方について、ぜひ皆様のご家庭で話し合ってください。

ら口をすすぐと30秒間に6ℓ流れます。コップにくむと0.6ℓ（コップ3杯分）ですみます。

■風呂の水を、もう一度…風呂の残り湯は捨てずに、洗濯や掃除、植木や庭の水まきなどに使いましょう。浴槽半分の水でも90ℓの節約になります。

■車洗いはバケツにくんで…ホースを使った場合は240ℓ、バケツを使うと30ℓですみます。

問合せ：上下水道課 上下水道管理係

☎551・0135 FAX 554・3866



▲（左から）勢至菩薩、
阿弥陀如来、観音菩薩

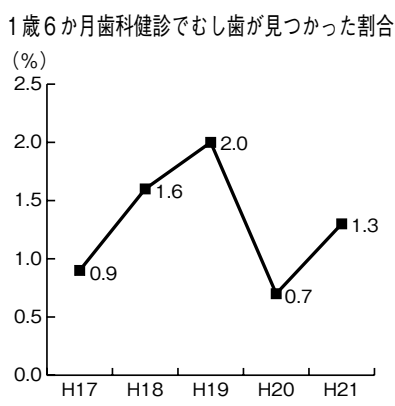
新指定の市有形文化財

4月20日付けで次の1件を市文化財に指定しました。

指定第86号（彫刻）

銅造阿弥陀三尊像（林 新善光寺）

長野善光寺の秘仏本尊を模して造られた、いわゆる善光寺式阿弥陀三尊像です。鑄銅製で鎌倉時代（13世紀）の作。中尊の阿弥陀如



市では、1歳6か月健診から3歳6か月健診まで、幼児歯科健診を実施しています。その中で、減少傾向にあった1歳6か月児のむし歯が再び増加傾向にあります（左グラフ参照）。

6月はむし歯予防月間です

むし歯予防のために知ってほしいこと

◎むし歯予防のために

①むし歯は感染する!?

むし歯菌がいる大人の口に入れたものを、赤ちゃんの口に入れると、そこから、むし歯菌が移行してしまいます。大人の口に入れたものを赤ちゃんの口に入れるのは、やめましょう。

②哺乳ビン・母乳とむし歯の関係は:

ガラガラ飲みはもちろん、寝かしつけながらの授乳も、寝ている間の唾液量が減少し、むし歯になりやすい状態となります。湯冷ましを口に含ませるだけでもむし歯予防には効果的。また、母乳を飲

む時は、舌を上顎に押し付けて飲んでいするため、母乳が上の前歯に付着し、前歯の裏側にむし歯がで

きやすいのです。1歳を過ぎて、上下4本ずつほど歯が生えてきたら、そろそろ卒乳を考えましょう。

③乳酸飲料やスポーツドリンク

日本歯科医師会は、おやつ砂糖量は、およそ8gのスティックシュガー3本分としています。野菜ジュースや乳酸飲料、スポーツドリンクには、スティックシュガー約2〜5本分の砂糖量が入っています。糖分を多く含んでいて、むし歯の原因の一つになるため、できるだけ控えましょう。

④おやつの与え方

幼児は、身体は小さいですが、

多くの栄養を必要とします。あくまでも、朝・昼・夕の3回の食事が基本ですから、足りない栄養を

補える乳製品、果物、芋類などがお勧めです。糖分・油分・塩分の多い市販のお菓子は幼児には不向きです。1日1回、時間と量を決めて水分と一緒に与えましょう。

⑤フッ素を活用しよう

フッ素は、歯の表面を強くしたり、むし歯菌の出す酸をガードする効果があり、むし歯予防に効果的だといわれています。フッ素の使用法や種類については、かかりつけの歯科医師に相談してください。

問合せ：健康増進課

☎ 554・6100 FAX 554・6101

大津市近松寺阿弥陀三尊像などがすでに知られていますが、本像は保存状態もよく、三尊揃った善光寺式阿弥陀三尊像として県内最古であり貴重です。

問合せ：生涯学習課文化財保護係

☎ 551・0131 FAX 552・5544

JR 栗東駅前ウイングプラザ2階

諸証明サービスコーナーで各種証明を発行

昨年3月31日をもって、コミュニケーションセンターでの各種証明交付窓口を廃止しています。

証明書の交付については、市役所のほか、昨年4月1日から業務を行っている「栗東市諸証明サービスコーナー」をご利用ください。場所は、JR 栗東駅前の総合施設「ウイングプラザ」2階、栗東西図書館の北側です。

【受付時間】

・9時～17時（ただし土・日・祝日と12月29日～1月3日の6日間は休館となります）

【取扱内容】

・住民票の写し・住民票記載事項証明書
・外国人登録原票記載事項証明書

おめでとうございます！



瑞宝単光章
島村和宏さん（小平井）

第14回危険業務従事者叙勲受章

昭和39年に消防士となり、平成3年に退職するまでの26年間にわたり消防業務に尽力されました。湖南消防組合消防本部通信指令室長、北消防署長、消防本部予防課長、西消防署長などを歴任されま

・印鑑登録証明書（住民カードもしくは印鑑登録証が必要です）

・戸籍の謄本（全部事項証明書）および抄本（一部事項証明書）

※除籍謄・抄本および原戸籍謄・抄本は市役所総合窓口課のみで取り扱います

・戸籍附票の写し・身元証明書・住民票コード通知票

・市制施行証明書・住居表示証明書（住所本籍変更証明書）

・税関係証明書（所得・納税・評価・法人所在証明）

【注意事項】

・ウイングプラザ駐車場をご利用の場合、駐車料金が割引されますので、駐車券を諸証明サービスコーナーへご持参ください。



・各種証明書交付申請時には本人確認書類の提示が必要です。（運転免許証・健康保険証・パスポート・外国人登録証明書・年金手帳など）

・パスポートの申請書や婚姻届出用紙なども設置しています。

問合せ：総合窓口課

☎ 551・0110 FAX 553・0250

税務課

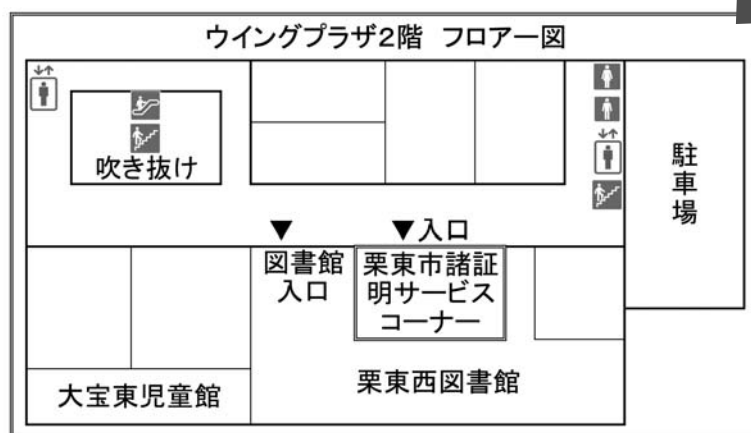
☎ 551・0107 FAX 551・2010

諸証明サービスコーナー

☎ 554・2804

した。

「大規模な工場火災があり、湖南消防組合の全消防署から出動して、4日にわたる消火活動をしたことが印象に残っています。また、消火に欠かせない水を確保するため、管内の防火水槽の整備に力を入れました。よい仲間に恵まれ、



一人のけが人もなく、26年間の消防士生活を終えられたことが良かったと思います。消防の仕事は、地域の皆さんを愛さないとできない仕事です。火災発生時に協力していただいた地域の消防団の皆さん、また、長年私を支えてくれた家族に感謝しています。」

不法投棄の防止と野焼きの禁止

◎不法投棄に対する監視活動の強化

5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの一週間は「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」です。この期間は、全国で市民、事業者、行政が一体となり、監視活動や啓発活動など不法投棄防止に向けた取り組みの強化を実施する期間です。



▲警察による不法投棄の捜査

不法投棄監視員および職員による監視パトロールの強化に取り組み、不

法投棄の早期発見と抑止効果による未然防止を図ります。

皆さんも、今一度、散歩道や自宅周辺など身近なところを注意して見回してみてください。思わぬ場所にごみが捨てられているかもしれません。特に、不法投棄は人目につきにくい場所や管理の行き届いていない場所などで多く見られます。土地の所有者は、雑草の除去や見回りをするなど、こまめな管理を心がけてください。

もし、不法投棄を発見された場合は、警察または市生活環境課へ連絡してください。

不法投棄の問題は行政だけで解決できるものではありません。地域の人からの通報も多く寄せられており、不法投棄の早期発見と未然防止には地域の監視が欠かせま

せん。美しいまちづくりに向けて、皆さんの積極的なご参加とご協力をお願いします。

不法投棄ボランティア監視員募集

市では、「不法投棄ボランティア監視員」を募集しています。活動内容は、都合のいいときに不法投棄の監視を行い、不法投棄を発見した場合は、警察または市へ通報するというものです。普段の買い物や通勤、犬の散歩などで出かける際に、お渡しする腕章を携帯して活動してください。詳しくは生活環境課にお問合せください。

問合せ：生活環境課 生活環境係
☎ 551・0341 FAX 552・7000

◎ごみの焼却は禁止

家庭でのごみの焼却は、煙や臭いが発生し近隣に対し大変な迷惑

をかけることになります。

地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却などの「野焼き」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却、風俗習慣上・宗教上の行事の焼却等は「焼却禁止の例外」として認められています。生活環境上支障を与え、苦情のある場合は行政指導の対象となります。

家庭のごみは分別・減量化に努め、決められた日にごみ集積場に出してください。

問合せ：生活環境課 環境政策係
☎ 551・0336 FAX 552・7000



▲野焼きは法律で禁止されています

サッカーボールを寄贈いただきました

4月28日、株桑原組（本社・高島市）より、同社の創業50周年記念事業の一環として、市にサッカーボール50個を寄贈いただきました。スポーツを通じて子どもたち

の健全育成を図る一助にしてほしいと、寄贈いただいたものです。

寄贈いただいたボールは、市内の各小学校に配分し、体育の授業やボール遊びを通じて、子どもた

ちの体力作りに有効に活用します。

問合せ：学校教育課
☎ 551・0310 FAX 551・0149



▲市役所で行われた贈呈式